

設置の趣旨等を記載した書類

① 設置の趣旨及び必要性

1 新たな学科を設置する趣旨 ―社会環境の変化等への対応―

長野女子短期大学は、開学以来、地域社会における女性の高等教育の普及や実践的な職業教育の場として、大きな役割を果たしてきており、地域の身近な高等教育機関として、短期間で、大学としての教養教育やそれを基礎とした専門教育を提供することを特色として、地域の専門的職業人の養成の面で重要な役割を担ってきた。

昨今、少子化による18歳人口の減少をはじめとして、高等教育を取り巻く社会情勢は急速に変化しており、地域社会の要請や進学希望者の進学意向を十分に見極めつつ、高等教育機関としての個性や特色の明確化に一層努めるとともに、地方都市における高等教育機関としてのさらなる役割を果たす必要性が生じてきている。

今後、本学が地域社会の多様な期待や要請に適切に応え、自律性に基づく短期大学としての個性化や多様化を推進していくためには、自らの責任において、地域社会や地域事情を踏まえた人材需要に対応した教育組織の整備や教育内容の充実など、高等教育機関としての新たな取組みに格段の努力を注ぐことが重要であると考えている。

このような高等教育を取り巻く社会環境の変化や地域社会における人材需要への対応として、長野県や長野市が策定している教育振興のための各種施策に関する基本的な計画などを踏まえたうえで、地域における乳幼児の教育・保育人材づくりにむけて、令和6年4月より長野県長野市三輪に「幼児教育学科」を設置することとした。

2 新たな学科を設置する理由

長野女子短期大学は、家庭を中心とした人間の生活を対象とし、そこでの人間の営為を分析研究する家政学を基盤とした高等教育機関として、昭和42年に開学して以来、創立者である小林倭文が教育の柱として掲げた「配慮ある愛の実践」を建学の精神として根底に据え、「心豊かな人間の育成」を教育理念として、教育活動を実践している。

「配慮ある愛の実践」とは、「自分の周囲のものに絶えず関心を示し、自分自身はもとより家族や友人、社会の全ての人々、さらには世の中すべての生きとし生けるものの命に対して、深いいたわりと思いやりをもって接することのできる人間の育成」を図るというものである。

今後、本学が地域社会の持続的な発展に貢献し、地域社会との連携を強化していくためには、地域社会が抱えている諸課題を踏まえた教育研究組織の整備と充実が必要であり、今般

の「幼児教育学科」の設置計画は、地域社会の人材需要への積極的な対応を図るものであり、創立者が掲げた教育の柱のさらなる具現化を目指すものである。

3 幼児教育学科を設置する必要性

(1) 地域社会を取り巻く状況

1) 教育振興に関する施策

人口減少社会の到来、情報化や国際化の一層の進展、地方分権社会への移行など社会情勢が大きく変化していく中で、「人づくり」である教育の重要性は一層高まっており、学校教育だけではなく、生涯を通じて次代の地域社会を支え、未来を創造する人づくりに取り組む必要が生じている。

国では、平成18年の教育基本法の改正を契機に、新たな教育の目標・理念に基づく取組を進めており、同法第17条第2項の規定により、地方公共団体も地域の実情に応じ、教育振興基本計画の策定に努めることとされており、本学が位置する長野県及び長野市においても教育振興に関する施策の計画が策定されている。

同時に、子どもの最善の利益が実現される社会を目指して、子どもへの質の高い教育・保育サービスの安定的な提供、県内各地の特性に応じた子ども・子育て支援等の充実、全ての子どもの健やかな育ちの実現にむけて、「次世代育成支援対策推進法」の規定に基づく子ども・子育て支援事業に関する計画の策定がなされている。

長野県における教育振興に関する施策としては、県教育を総合的かつ計画的に進めていくために、「長野県教育振興基本計画」が策定されており、子ども・子育て支援事業に関する施策としては、「第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画」が策定されている。

一方、長野市における教育振興に関する施策としては、教育基本法第17条第2項に基づく、長野市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として「長野市教育振興基本計画」をはじめ、しなのきプラン、乳幼児期の教育・保育の指針、子ども・子育て支援事業計画などの各種施策が策定されている。

2) 長野県における子ども・子育て支援の現状と課題

長野県が策定した「第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画」では、「女性の就業率の上昇や堅調に推移している雇用情勢により、特に3歳未満児の保育ニーズが高まり、保育所等利用の申込児童数が増加し、保育士不足が懸念されていることから、県内保育士を養成、確保するなど、安定した質の高い教育・保育が提供できるよう支援する」としており、「新たな人材確保のため保育士養成施設に対して新規学卒者の県内の認定こども園・保育

所等への就職の働きかけを行う」としている。(資料1)

また、長野県による「第二期長野子ども・子育て支援事業支援計画の点検・評価(令和2年度分)」における「教育・保育の需要と提供体制の確保状況」では、「保育の提供体制が不足する主な理由が保育士の確保が難しいことである」としており、今後の方向性において、「新規保育士資格取得者の確保に取り組み、保育士の安定的な確保を図る」こととしている。(資料2)

3) 長野市における子ども・子育て支援の現状と課題

長野市が策定した「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」では、「長野市の子ども・子育て支援にかかる課題」として、「女性の労働力率が高まり、フルタイムで働く母親の割合が増加しており、保育ニーズや安全・安心な放課後の居場所の確保へのニーズは今後も拡大することが予測されることから、保育ニーズの把握に努めつつ、計画的な教育・保育の提供体制を整備するとともに、質の高い教育・保育を確保・向上していくために、特に保育士の確保を図る必要がある」としている。(資料3)

4) 長野市における教育・保育人材の確保の必要性

長野市が策定した「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」の基本施策「幼児期の教育・保育環境の整備」では、「母親の就業意向の高まり等に伴い、保育ニーズが拡大しており、特に3歳未満児の利用者が増加しているほか、認定こども園や幼稚園の預かり保育の利用率が高まっており、ニーズに応じた教育・保育施設等の整備が求められていることから、安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズの適切な把握に努め、関係機関等と連携し保育人材を確保する」としている。(資料4)

また、「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」の基本施策「幼児期の教育・保育の質の確保と向上」においては、「全国各地での保育所等における事故等を受け、教育・保育施設における安全・安心の確保が求められており、全国的な保育士不足の中、手厚い保育士配置を推進していくためにも、保育士確保に向けた取組に力を入れていく必要がある」として、保育士の確保を施策推進の課題として掲げている。(資料5)

(2) 地域社会からの要望

1) 長野市及び関係団体からの要望

地方都市では、少子高齢化や核家族化、多様化する就労形態や生活スタイルの変化などを背景に、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化しており、地域社会からは質の高い教育・保育サービスの提供が期待され、子どもや子育て支援活動に携わる人材の資質や能

力の一層の向上が求められているとともに、教育の振興をはじめ子ども・子育て支援を担う人材の育成が求められている。

本学が位置する長野市では、教育振興基本計画をはじめとする各種施策を策定し、その推進に努めていることから、教育の振興にむけた子ども・子育て支援のための支援活動を担う人材の育成を目的とする教育研究組織の設置について、長野市長より本学に対する意見書が寄せられているとともに、近接する上田市と妙高市からも同様の要望がなされている。

また、一般社団法人長野県私立幼稚園・認定こども園協会、長野市私立幼稚園・認定こども園連盟及び長野市私立保育協会からは、子どもたちの健やかな成長にむけて、教育現場が取り組むべき課題が多数あることから、乳幼児の健全な発育を培うことのできる人材の養成を目的とする教育研究組織の設置について、本学に対する要望がなされている。

(資料6)

2) 教育・保育施設等からの要請 ー人材需要に関する調査結果からー

幼児教育学科の設置計画を策定するうえで、幼児教育学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材需要の動向等社会の要請を踏まえたものであることを客観的根拠となるデータから検証することを目的として、長野県を中心に所在する幼稚園や認定こども園、保育園、児童福祉施設等を対象として、幼児教育学科の設置の必要性や養成する人材及び卒業生に対する採用意向に関するアンケート調査を実施した。

その結果、今後の人材の採用見込みについては、回答件数55件の約56.4%にあたる31件が「増加すると思う」と回答している。

また、養成する人材として必要な知識や能力については、回答件数55件の約67.3%にあたる37件が「教育・保育実践に必要な基礎的な知識及び技能と態度」と回答し、回答件数55件の約23.6%にあたる13件が「卒業直後から指導助言のもと教育・保育実践ができる能力」と回答しており、さらに、回答件数55件の約9.1%にあたる5件が「幅広い教養と社会人として望ましい心構えや自ら学ぶ態度」と回答している。

一方、本学の幼児教育学科で養成する人材については、回答件数55件の全てが「必要性を感じる」と回答しており、幼児教育学科で学んだ卒業生の採用についても、回答件数55件の全てが「採用したいと思う」と回答している。

なお、採用人数については、「採用人数1人」と回答したのが12件、「採用人数2人」と回答したのが21件、「採用人数3人以上」と回答したのが7件、「採用人数未定」と回答し

たのが15件となっており、採用人数を「3人以上」と回答した採用人数を3人、「人数は未定」と回答した採用人数を1人として、これらの採用人数を合計すると90人となり、この採用人数からも、幼児教育学科で学んだ卒業生に対する採用意向の高さをうかがうことができる。

このように長野県を中心に所在する一部の幼稚園や認定こども園、保育園、児童福祉施設等に限定した調査結果からも、地域社会からの幼児教育学科の設置に対する要望の高さをうかがうことができる。(資料7)

このような地方都市における少子高齢化や核家族化、多様化する就労形態や生活スタイルの変化などを背景とした子どもや子育てをめぐる環境の変化に伴う地域社会を取り巻く状況を勘案したうえで、地域社会からの要望に応えるべく、地域の幼児教育・保育を支える担い手の育成・確保に向けた基礎教育に係る教育組織の整備にむけて、幼児教育学科を設置することとした。

3 教育上の目的、養成する人材及び学位授与の方針、卒業後の進路

(1) 研究対象とする学問分野及び教育研究上の目的

幼児教育学科では、組織として研究対象とする中心的な学問分野を「教育学・保育学分野」として、「教育・保育に関する基礎的な知識及び技術と態度を体得させ、卒業直後から指導助言のもとに主体的かつ創造的に教育・保育が実践できる能力を付与するとともに、教育・保育の実務等を通じて、将来的に高度な知識や技術を有した職業人となるための基礎を培う」ことを教育上の目的とする。

(2) 養成する人材

幼児教育学科では、教育上の目的を踏まえたうえで、「幅広い教養基盤に支えられた豊かな人間性を身に付け、教育・保育に必要な知識と技術を幼児教育や保育の諸活動の場面に適用することができる行動力をもって、幼児期の学校教育や乳幼児の保護・養育を主体的かつ創造的に実践できる能力とともに、生涯にわたり専門性を向上するための基盤となる資質や態度を有した人材」を養成する。

(3) 学位授与の方針

幼児教育学科では、教育上の目的や養成する人材を踏まえ、学位を授与するに当たり学生が修得しておくべき能力を含めた学位授与の方針を次のとおり定めることとする。

- 1) 情報リテラシーや言葉による表現力と幅広い教養及び自らを育て自立を図るために必要な能力を修得している。

- 2) 教育の原理と基本概念や教育事象に関する知識及び教育現場で必要となる専門的な知識と技術を修得している。
- 3) 各領域や保育等の指導内容や指導方法及びその基盤となる専門領域に関する知識や方法と技能を修得している。
- 4) 理論に基づいた総合的な実践方法と応用能力及び実践活動に主体的かつ創造的に取り組む態度を修得している。

(4) 想定される卒業後の進路

幼児教育学科の卒業後の進路としては、幼稚園や認定こども園、保育所、保育園をはじめ、乳児院、学童保育施設、児童養護施設、託児所、病院内や企業内の保育施設などの幼児教育現場や乳幼児福祉現場において、乳幼児期の心身の健全な発達にむけた教育活動や保育実践に携わることが想定される。

② 学部、学科等の特色

今般、設置を計画している幼児教育学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材需要の動向等社会の要請を踏まえたものであることを検証するため、長野県に所在する幼稚園や認定こども園、保育園、児童福祉施設等に対する人材需要に関するアンケート調査を実施した。

その結果、養成する人材として必要な知識や能力について、回答件数55件の約67.3%にあたる37件が「教育・保育実践に必要となる基礎的な知識及び技能と態度」と回答し、回答件数55件の約23.6%にあたる13件が「卒業直後から指導助言のもと教育・保育実践ができる能力」と回答しており、さらに、回答件数55件の約9.1%にあたる5件が「幅広い教養と社会人として望ましい心構えや自ら学ぶ態度」と回答している。(資料7)

このことは、幼児教育学科における人材の養成に関する目的、その他教育研究上の目的が、人材需要の動向等、地域の要請を踏まえたものであることを示しているものであり、特に「教育・保育に関する基礎的な知識及び技術と態度を体得させ、卒業直後から指導助言のもとに主体的かつ創造的に教育・保育が実践できる能力を付与する」という点や「幅広い教養基盤に支えられた豊かな人間性を身に付ける」という点において合致していると考えられる。

このような人材需要の動向等社会の要請を踏まえたうえで、幼児教育学科では、幼児教育や保育の現場が求める人材の養成にむけた実践的な職業教育の場としての役割と機能を重点的に担うとともに、将来的に高度な知識や技術を有した職業人となるための生涯学習の出発点

としての教養教育やそれを基礎とした専門教育を提供することを特色とする。

③ 学部、学科の名称及び学位の名称

幼児教育学科では、組織として研究対象とする中心的な学問分野を「教育学・保育学分野」として、「教育・保育に関する基礎的な知識及び技術と態度を体得させ、卒業直後から指導助言のもとに主体的かつ創造的に教育・保育が実践できる能力を付与するとともに、教育・保育の進歩に即応しつつ、将来的に高度な知識や技術を有した職業人となる基礎を培う」ことを教育上の目的としている。

このような、幼児教育学科が組織として研究対象とする中心的な学問分野と教育上の目的などについて、社会や受験生に最も分かり易い名称とすることから、学科の名称を「幼児教育学科」、学位の名称を「短期大学士（教育学）」とすることとした。

また、英訳名称については、国際的な通用性を踏まえたうえで、学科の英訳名称を「Department of Early Childhood Education」、学位の英訳名称を「Associate Degree of Education」とすることとした。

学科の名称 幼児教育学科 「Department of Early Childhood Education」

学位の名称 短期大学士（教育学） 「Associate Degree of Education」

④ 教育課程編成の考え方及び特色

1 教育課程の編成方針

短期大学の専門教育では、特定分野における完成教育というよりも、生涯学び続ける基礎を培うより普遍的な教育が重要であることから、高等教育の大衆化の進行と生涯学習への移行を踏まえつつ、教養教育及び専門分野の基礎・基本を重視した教育を行うことにより、専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力や生涯学習の基礎等を培うこととする。

具体的には、短期大学における専門教育は生涯学習の出発点であることを踏まえ、基礎・基本を重視しつつ、学生が主体的に課題を探求し解決するための基礎となる能力を育むとともに、卒業後、社会人として就業し、成長していく過程において、実務等を通じて新たな知識や能力を体得していくための資質や能力を養うための基礎教育を重視することとする。

特に、専門教育では、2年間の学習期間において、教育上の目的や養成する人材等を確実に達成することから、教育課程が過密とならないように配慮するとともに、学位授与の方針を達

成するために必要となる授業科目を精選し、優先順位を踏まえた配置とすることで、単位制度の実質化を踏まえた学習時間の確保による教育の質の確保を図ることとする。

2 学位授与の方針を踏まえた教育課程編成・実施の方針

幼児教育学科では、学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針との一体性と整合性に留意しつつ、学生が卒業までに身に付けるべき資質や能力を示した学位授与の方針に対する教育課程編成・実施の方針を次のとおり定めることとする。

(1) 学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針

- 1) 職業人として必要な職業意識や職業観と職業選択力や生涯学習力並びに人間の文化や社会と自然及び健康に関する知識を身に付けるための科目を配置する。
- 2) 日本語による表現力や伝達力と外国語による基礎的なコミュニケーション能力及び情報処理や情報活用のための機器操作力を高めるための科目を配置する。
- 3) 教育の理念と歴史や思想及び教職の意義と教員の役割や職務内容並びに現代公教育制度の法的・制度的な仕組みの知識を身に付けるための科目を配置する。
- 4) 幼児の心身の発達と学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児の理解と支援並びに教育課程編成の意義や原理と方法を身に付けるための科目を配置する。
- 5) 教育の方法や技術と情報機器や教材の活用の知識及び教育相談の意義や理論と方法並びに幼児理解の意義や原理と方法を身に付けるための科目を配置する。
- 6) 領域や教科と教職に関する知識・理論・技術等を保育や各教科と教科外活動の指導場面で実践するための基礎的な能力を身に付けるための科目を配置する。
- 7) 保育を実践するうえで必要となる保育の本質や目的と保育の対象の理解及び保育の内容や方法に関する専門知識と能力を身に付けるための科目を配置する。
- 8) 子どもの豊かな発達や学びの支援に必要な他者理解や人間行動と全人格的理解や支援法など関連領域に関する基本を身に付けるための科目を配置する。
- 9) 学校教育や保育の実際を体験的かつ総合的に理解するとともに学んだ知識や技術を基礎として実践活動に応用する能力を身に付けるための科目を配置する。

(2) 学位授与の方針を踏まえた教育課程実施の方針

- 1) 学説や物事などの意味や内容の理解を目的とする教育内容は、講義形式による授業形態を採ることとし、知識や技能を実践に応用する能力の習得を目的とする教育内容は、演習形式及び実習形式による授業形態を採る。
- 2) 学生の能動的な学修への参加を促すことから、教室内でのグループ・ディスカッション、

ディベート、グループ・ワーク等をはじめとする教授方法を取り入れることによる能動的学修を導入する。

- 3) 学生の自由な発想力と創造性や感性を養い、実践的な企画力や運営力及び問題発見・解決能力を高めることから、身近な問題や事例を素材とするグループ協同作業で学ぶ問題解決型の学習方式を導入する。
- 4) 教育課程を構成する授業科目の目標、内容、教育方法、評価方法を記した授業計画を示すとともに、教育課程編成・実施の方針を具体化し、可視化して共有するための教育課程構造図や履修系統図を示す。
- 5) 単位制度の実質化を図る観点から、特定の学期における偏りのある履修登録を避けるとともに、学生が学習目標に沿った適切な授業科目の履修が可能となるように、養成する具体的な人材像に対応した典型的な履修モデルを提示する。
- 6) 卒業時における質を確保する観点から、予め学生に対して各授業科目における学習目標やその目標を達成するための授業の方法、計画等を明示したうえで、成績評価基準や卒業認定基準を示し、これに基づく厳格な評価を行う。

(3) 学修成果の評価方法

幼児教育学科における学修成果の評価方法については、シラバスにおいて授業科目ごとの到達目標及び成績評価基準を明示したうえで、筆記試験・レポート・授業態度・授業貢献度などにより、総合的に評価する。

3 教育課程の編成の考え方

幼児教育学科では、教育上の目的や養成する人材を実現することから、教育課程を「基本教育科目」と「専門教育科目」の2つの科目区分から編成することとしている。

(1) 基本教育科目

「基本教育科目」は、中央教育審議会答申などで指摘されている重要性や意義を踏まえ、うえで、科目区分を設定し、科目区分ごとの目的を明確にするとともに、養成しようとする知識や能力に基づき、具体的な教育目標を立て、その教育目標に対応した授業科目を配置することとしており、「情報活用力の養成」、「言語表現力の養成」、「自己実現力の養成」、「社会理解力の養成」の科目群から編成する。

1) 情報活用力の養成

「情報活用力の養成」では、知的活動でも職業生活や社会生活でも必要となる汎用的技能として、情報リテラシーに関する能力を習得することから、「情報処理演習Ⅰ」1単位と「情

報処理演習Ⅱ」1単位の2科目2単位を必修科目として配置する。

「情報処理演習Ⅰ」と「情報処理演習Ⅱ」では、コンピュータとソフトウェアの活用方法や情報通信ネットワークを利用したの情報検索法について理解し、情報の価値とモラルや情報の収集、加工、廃棄などの情報のセキュリティ管理について理解する。

2) 言語表現力の養成

「言語表現力の養成」では、知的活動でも職業生活や社会生活でも必要となる汎用的技能として、日本語と英語による基本的なコミュニケーション・スキルを身に付けることから、「日本語表現Ⅰ（文章）」1単位、「日本語表現Ⅱ（口頭）」1単位、「英語表現Ⅰ（基礎）」1単位、「英語表現Ⅱ（応用）」1単位の4科目4単位を必修科目として配置する。

「日本語表現Ⅰ（文章）」と「日本語表現Ⅱ（口頭）」では、日本語を用いて自分の意思、思想、感情などを相手に伝達することができる表現方法を理解する。

「英語表現Ⅰ（基礎）」と「英語表現Ⅱ（応用）」では、英語を用いての日常的な会話と文章によるコミュニケーションができる基礎的な表現方法を理解する。

3) 自己実現力の養成

「自己実現力の養成」では、学生が将来への目的意識を明確に持てるよう、職業観を涵養し、自己の個性を理解した上で主体的に進路を選択できる能力や態度を育成するとともに、卒業後も自律・自立して学習する態度及び自発的に問題を解決する能力を養うことから、「キャリアデザインⅠ」1単位と「キャリアデザインⅡ」1単位の2科目2単位を必修科目として配置する。

「キャリアデザインⅠ」と「キャリアデザインⅡ」では、働く意味や職業に対する意識・動機付けと興味・関心の醸成及び勤労観や職業観の養成を図るとともに、生涯にわたり学習することの意義や重要性の理解及び問題を発見し解決することの重要性を理解する。

4) 社会理解力の養成

「社会理解力の養成」では、専門分野の枠を超えて共通に求められる人間の文化や社会と自然及び健康に関する知識を習得することから、「育児と介護」1単位、「地域と文化」1単位、「経済と政策」1単位、「自然と環境」1単位、「日本国憲法」2単位、「健康と運動Ⅰ」1単位、「健康と運動Ⅱ」1単位を選択科目として配置する。

(2) 専門教育科目

「専門教育科目」は、基礎・基本を重視し、専門の骨格を正確に把握するとともに、科目間の関係や履修の順序、単位数等に配慮し、系統性と順次生のある教育課程を編成することか

ら、専門教育を体系的に展開する「専門基礎科目」、「専門基幹科目」、「専門展開科目」、「専門関連科目」及び「専門実習科目」の5つの科目区分を設定する。

1) 専門基礎科目

「専門基礎科目」では、教育学・保育学分野を学ぶに当たっての基盤となる基礎的・基本的な理論や知識を習得するための科目として、「教育原理」2単位、「保育原理」2単位、「保育者論」2単位、「保育内容総論」1単位の4科目7単位を必修科目として配置する。

2) 専門基幹科目

「専門基幹科目」では、教育学・保育学分野の基本を具体的に理解するとともに、「専門展開科目」を履修するにあたっての礎となる教育学・保育学分野の基礎的な知識を習得するための科目として、「幼児と健康」1単位、「幼児と人間関係」1単位、「幼児と環境」1単位、「幼児と言葉」1単位、「幼児と表現（音楽表現）」1単位、「幼児と表現（造形表現）」1単位、「教育心理学」2単位、「保育の心理学」2単位、「特別支援教育・保育論Ⅰ」1単位、「保育・教育課程論」2単位、「幼児理解」1単位、「社会的養護Ⅰ」2単位、「乳児保育Ⅰ」2単位の13科目18単位を選択科目として配置する。

3) 専門展開科目

「専門展開科目」では、「専門基礎科目」と「専門基幹科目」で習得した教育学・保育学分野に関する基礎的・基本的な理論や知識を基に、自らの興味と関心に応じて、「専門基礎科目」と「専門基幹科目」を通じて得られた知識や方法をさらに深化させ、発展させるための科目として、「保育内容指導法（健康）」1単位、「保育内容指導法（人間関係）」1単位、「保育内容指導法（環境）」1単位、「保育内容指導法（言葉）」1単位、「保育内容指導法（音楽表現）」1単位、「保育内容指導法（造形表現）」1単位、「教育制度論」1単位、「特別支援教育・保育論Ⅱ」1単位、「教育方法論」1単位、「教育相談」2単位、「子ども家庭支援論」2単位、「社会福祉」2単位、「子ども家庭福祉」2単位、「社会的養護Ⅱ」1単位、「子ども家庭支援の心理学」2単位、「子どもの理解と援助」1単位、「子どもの保健」2単位、「子どもの食と栄養」2単位、「乳児保育Ⅱ」1単位、「子どもの健康と安全」1単位、「子育て支援」1単位、「幼児と運動」1単位、「幼児と音楽」1単位、「幼児と造形」1単位、「幼児と安全」1単位の25科目32単位を選択科目として配置する。

4) 専門関連科目

「専門関連科目」は、教育学・保育学との関連性が深い心理学の知見を活かして実践上の問題の解決に活かすための科目として、「心理アセスメント基礎」1単位、「心理学的支援法

基礎」1単位、「人間関係構築力基礎」1単位の3科目3単位を選択科目として配置する。

5) 専門実習科目

「専門実習科目」では、講義や演習で習得した各分野に関する知識と技能を実践的な活動を通して総合的に習得するとともに、幼児教育・保育の諸活動を主体的かつ創造的に実践する能力と態度を育てる科目として、「保育・教職実践演習」2単位を必修科目として配置し、「教育実習指導」1単位、「教育実習」4単位、「保育実習指導Ⅰ」2単位、「保育実習指導Ⅱ」1単位、「保育実習指導Ⅲ」1単位、「保育実習Ⅰ」4単位、「保育実習Ⅱ」2単位、「保育実習Ⅲ」2単位の8科目17単位を選択科目として配置する。

4 教育課程編成の方針と授業科目との関係

幼児教育学科における学位授与の方針は、教育課程の各科目群に配置している授業科目の体系的な履修により達成するものであるが、学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針と授業科目との主な関係については、以下の通りとしている。(資料8)

学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針として掲げている「職業人として必要な職業意識や職業観と職業選択力や生涯学習力並びに人間の文化や社会と自然及び健康に関する知識を身に付けるための科目」については、「職業人として必要な職業意識や職業観と職業選択力や生涯学習力を身に付けるための科目」として、「キャリアデザインⅠ」と「キャリアデザインⅡ」を配置している。

また、「人間の文化や社会と自然及び健康に関する知識を身に付けるための科目」として、「育児と介護」、「地域と文化」、「経済と政策」、「自然と環境」、「日本国憲法」、「健康と運動Ⅰ」、「健康と運動Ⅱ」を配置している。

「日本語による表現力や伝達力と外国語による基礎的なコミュニケーション能力及び情報処理や情報活用のための機器操作力を高めるための科目」については、「日本語による表現力や伝達力を高める科目」として、「日本語表現Ⅰ(文章)」、「日本語表現Ⅱ(口頭)」を配置し、「外国語による基礎的なコミュニケーション能力を高める科目」として、「英語表現Ⅰ(基礎)」、「英語表現Ⅱ(応用)」を配置するとともに、「情報処理や情報活用のための機器操作力を高めるための科目」として、「情報処理演習Ⅰ」、「情報処理演習Ⅱ」を配置している。

「教育の理念と歴史や思想及び教職の意義と教員の役割や職務内容並びに現代公教育制度の法的・制度的な仕組みの知識を身に付けるための科目」としては、「教育原論」、「保育原理」、「保育者論」、「教育制度論」を配置している。

「幼児の心身の発達と学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児の理解と支援並びに教育

課程編成の意義や原理と方法を身に付けるための科目」としては、「教育心理学」、「保育の心理学」、「子ども家庭支援の心理学」、「特別支援教育・保育論Ⅰ」、「特別支援教育・保育論Ⅱ」、「保育・教育課程論」を配置している。

「教育の方法や技術と情報機器や教材の活用の知識及び教育相談の意義や理論と方法並びに幼児理解の意義や原理と方法を身に付けるための科目」としては、「教育方法論」、「幼児理解」、「子どもの理解と援助」、「教育相談」を配置している。

「領域や教科と教職に関する知識・理論・技術等を保育や各教科と教科外活動の指導場面で実践するための基礎的な能力を身に付けるための科目」としては、「幼児と健康」、「幼児と人間関係」、「幼児と環境」、「幼児と言葉」、「幼児と表現（音楽表現）」、「幼児と表現（造形表現）」、「幼児と運動」、「幼児と音楽」、「幼児と造形」、「幼児と安全」、「保育内容総論」、「保育内容指導法（健康）」、「保育内容指導法（人間関係）」、「保育内容指導法（環境）」、「保育内容指導法（言葉）」、「保育内容指導法（音楽表現）」、「保育内容指導法（造形表現）」を配置している。

「保育を実践するうえで必要となる保育の本質や目的と保育の対象の理解及び保育の内容や方法に関する専門知識と能力を身に付けるための科目」としては、「社会福祉」、「社会的養護Ⅰ」、「社会的養護Ⅱ」、「子どもの保健」、「子どもの食と栄養」、「子どもの健康と安全」、「子ども家庭福祉」、「子ども家庭支援論」、「子育て支援」、「乳児保育Ⅰ」、「乳児保育Ⅱ」を配置している。

「子どもの豊かな発達や学びの支援に必要となる他者理解や人間行動と全人格的理解や支援法など関連領域に関する基本を身に付けるための科目」としては、「心理アセスメント基礎」、「心理学的支援法基礎」、「人間関係構築力基礎」を配置している。

「学校教育や保育の実際を体験的かつ総合的に理解するとともに学んだ知識や技術を基礎として実践活動に応用する能力を身に付けるための科目」としては、「教育実習指導」、「教育実習」、「保育実習指導Ⅰ」、「保育実習指導Ⅱ」、「保育実習指導Ⅲ」、「保育実習Ⅰ」、「保育実習Ⅱ」、「保育実習Ⅲ」、「保育・教職実践演習」を配置している。

⑤ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

1 教育方法

(1) 授業の内容に応じた授業の方法

授業方法は、知識の理解を目的とする教育内容は、講義形式を中心とした授業形態を採るとともに、態度・志向性及び技能の習得を目的とする教育内容は、演習形式による授業形態

を採ることとし、理論的な知識や技能を実務に応用する能力を身に付けることを目的とする教育内容は、実習形式や実践形式を交えた授業形態を採ることとしている。

(2) 授業方法に適した学生数の設定

授業方法に適した学生数の設定は、授業科目ごとの授業形態に則った教育目的を効果的かつ確実に達成するために、少人数による学生数の設定を原則として、講義形式は25人から50人、演習形式は10人から25人、実習形式及び実践形式は5人から10人とする。

(3) 配当年次の設定

配当年次は、基礎から基幹へと体系的な学習が可能となるようにするとともに、専門教育においては、専門分野の教育内容ごとに、知識、技能、応用といった授業の内容と科目間の関係や履修の順序に留意するとともに、単位制度の制度設計の観点を踏まえて、特定の学年や学期において偏りのある履修登録がなされないように配慮したうえで、講義から演習、演習から実習へと発展させる配当としている。

(4) 履修科目の登録上限

単位制度の実質化の観点を踏まえたうえで、学生の主体的な学習を促し、教室における授業と教室外の学習を合わせた充実した授業を展開することにより学習効果を高めるために、卒業要件科目の年間あたりの履修科目の登録の上限を42単位とする。

(5) 厳格なる成績評価

卒業時における学生の質を確保する観点から、予め学生に対して各授業における学習目標やその目標を達成するための授業の方法、計画等を明示したうえで、成績評価基準や卒業認定基準を提示し、これに基づき厳格な評価を行うとともに、客観的な評価基準を適用することから、厳格な成績評価の方法として、GPA制度を導入する。

(6) 4学期制の導入

授業科目を短時間で集中的に履修することにより、学生の自主的な学習やより密度の高い学習の促進による教育効果の向上を目指すとともに、学外実習に参加しやすい学習環境を整えることから、1年を4つの学期に分けて運用する4学期制を導入することとし、4～5月を春学期前半、6～7月を春学期後半、9月～10月を秋学期前半、11月～1月を秋学期後半という区切りにより授業科目を配当する。

2 履修指導方法

(1) 履修指導方法

履修指導方法は、授業を受ける学生に対して、教員が相談に応じる専用の時間を設けること

により、きめ細やかな教育指導を行う体制を整えるとともに、学期ごとに学年別の履修ガイド
ンスを実施したうえで、学生の適性或能力に応じて学生の履修科目の選択に関する助言を行
う専門的な職員を配置し、個別の履修相談に応じるなど、学生の履修指導体制を整備する。

また、専門教育科目では、専門分野の学問体系と学習段階に即した授業科目を配置してお
り、短期大学教育では、基礎的な知識や技能を確実に修得させることに重点を置くことの重要
性を踏まえたうえで、単位制度の実質化を図る観点から、特定の学期における偏りのある履修
登録を避け、学生が学習目標に沿った適切な授業科目の履修が可能となるように、養成する具
体的な人材像に対応した典型的な履修モデルを提示する。(資料9)

3 卒業要件

卒業要件は、学科に2年以上在学し、必修科目17単位、「基本教育科目」の「社会理解力
の養成」の選択科目から4単位、「専門教育科目」の「専門基幹科目」の選択科目から14単
位、「専門展開科目」の選択科目から18単位、「専門実習科目」の選択科目から5単位以上を
修得し、64単位以上修得することとしている。

(1) 基礎教育科目

「基礎教育科目」は、必修科目8科目8単位、選択科目7科目8単位を配置しており、卒
業要件は、「情報活用力の養成」の必修科目2単位、「言語表現力の養成」の必修科目4単
位、「自己実現力の養成」の必修科目2単位を修得し、「社会理解力の養成」の選択科目から
4単位以上を修得することとし、「基礎教育科目」全体として、必修科目8単位を含む12
単位以上を修得することとしている。

(2) 専門教育科目

「専門教育科目」は、必修科目5科目9単位、選択科目49科目70単位を配置しており、
卒業要件は、「専門基礎科目」の必修科目7単位を修得し、「専門基幹科目」の選択科目から1
4単位以上、「専門展開科目」の選択科目から18単位以上、「専門実習科目」の必修科目2単
位と選択科目から5単位以上を修得することとし、「専門教育科目」全体として、必修科目9
単位を含む52単位以上を修得することとしている。

⑥ 実習の具体的計画

1 実習先の確保の状況

実習先の確保については、学生数、実習内容、実習時間と実習期間などを勘案して、実習
先の種別に必要となる幼稚園や認定こども園、保育所等を確保するとともに、実習先につい

ては、本学から交通が便利な地域の幼稚園等を中心に確保することにより、学生や教員の移動における負担軽減を図ることとする。

実習先の確保の状況としては、幼児保育学科の入学定員50名に対して、幼稚園29園、認定こども園5園、保育園46園、その他乳児院、学童保育施設、児童養護施設など5施設を確保している。(資料10)

2 実習先との契約内容

実習の依頼については、実習先の環境や業務内容、受入体制などを確認したうえで、事前に実習先の責任者に対して実習内容及び要望と期間や人数などを伝えて、実習生の受入れの了解を得た後に、実習先の長に対して文書による正式な実習生受入れの依頼と契約を行うこととしている。

また、実習生の受入に際しては、個人情報保護や事故防止に関する取り決めを行うこととしており、特に、事故防止については、事故防止策や事故発生時の対処方法などについて取り決めるとともに、事故が発生した場合の緊急連携体制についても明確に定めることとする。

3 実習水準の確保の方策

実習の教育目標は、実践活動の場での課題発見や解決を通して、適切な教育・保育実践を行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図ることによる実践能力を高めることとしており、講義や演習で修得した知識や技術を実際の教育・保育実践の場面に適用し、理論と実践を結びつけて理解できることをねらいとしていることから、実習の教育目標の達成に向けて、教育内容の目標に則した実習内容とすることで、実習水準の確保を図ることとする。

また、実習では、実習担当教員による実習施設の管理責任者及び直接指導に当たる実習指導者と実習内容等について十分協議のうえ実習を実施することとし、教育効果をあげるために、原則として、少人数グループにより実施するとともに、事前学習等学内における十分な事前指導及び事後評価を行う体制を整備することで、実習水準の確保を目指すこととする。

一方、実習先の実習指導者については、幼稚園教諭免許・保育士資格を有し、かつ十分な実務経験を有するとともに、これまで大学等からの実習生に対する実習指導実績を有する者としているが、実習教育の水準の確保を図ることから、実習先の実習指導者と実習担当教員とによる実習内容や実習方法の改善を図るための組織的な取り組みを行うこととする。

具体的には、年度当初に実習先の実習指導者と実習担当教員による実習指導者連絡会を開

催し、本学の教育研究上の目的や人材養成の目的と教育課程編成の考え方、実習における到達目標などについての共通認識を得るとともに、定期的な連絡会や報告会を開催し、実習の総括や問題点の抽出、課題の検討を行うなど、指導力の向上に努めることとする。

4 実習先との連携体制

実習の実施に際しては、本学と実習先との信頼関係が不可欠であり、実習における教育効果は、相互の信頼関係が深いほど高いものとなることが期待されることから、実習先に対して学生の受入れを依頼するにあたり、次の点について十分な配慮のもとに、実習前、実習中、実習後等における緊密な連携体制をとることとする。

- 1) 実習の日程や人員と内容について、事前に連絡し、実習先の実習指導者の理解を得たうえで、当該実習先の長に対して正式な依頼文書を提出する。
- 2) 学生に対する十分な事前指導を行うとともに、前年度の実習時において要望が出された事項については必ず対応する。
- 3) 実習期間中は、実習指導者と日程を調整した上で実習先を訪問し、実習の実施状況を確認するとともに、意見交換をはじめとする必要な調整を行うこととする。
- 4) 実習担当教員と実習指導者による連絡会や報告会を開催することにより、実習体制や実習内容の整備に向けての意見交換などを行うこととする。
- 5) 実習先の教員や保育士等の研究や研修の支援として、講師派遣依頼への対応、本学の図書館の利用を認めるなど、実習先の発展と向上に協力する。

5 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

(1) 感染予防対策

実習生及び実習受入先における感染予防対策として、実習の開始前に、学生に対する感染予防に関する基本的な知識を教授するとともに、感染症に関する既往検査や抗体検査の実施と予防接種を行うこととする。

(2) 保険等の加入状況

実習生が実習中又は実習先への往復途上に被った不慮の災害事故の補償と第三者に怪我を負わせた場合や第三者の所有物を破損した場合の補償などに備えて、学生教育研究災害傷害保険に加入する。

6 事前・事後における指導計画

実習では、実践の場での「課題発見、問題解決」と「専門的知識と技術の統合」を重視することから、実習の前に関連科目の履修を終えるとともに、事前準備に十分な時間をかけ

て、実習の目的や目標、実習施設の概略の周知、動機付け、知識の整理、学習課題の検討などを行うこととする。

また、実習終了後においても、それぞれの実習先における実習内容や学習課題の報告、実践の場で学んだ事項などの情報交換や指導等、総合的な事後学習を行い、学内での学習と実習をより有効的に結び付け、知識と技術の統合を図ることとする。

(1) 事前教育内容

- ・実習の目的や目標などの理解
- ・実習にあたっての心構え
- ・事前の準備の徹底
- ・実習開始時と実習中の注意
- ・実習先への訪問時の注意点
- ・病気や怪我をした時の対応
- ・休憩時間の過ごし方
- ・緊急時の連絡体制等
- ・実習終了時の対応

(2) 事後教育内容

- ・各班や個人からの実習課題への取り組みへの報告と討論
- ・園・施設等への礼状の作成
- ・実習時に起きたトラブルや注意された事の報告
- ・幼稚園教員・保育士の仕事に関する感想
- ・実習レポートの作成と提出

7 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

教員の配置については、実習グループごとに実習担当教員を配置するとともに、実習期間中の巡回指導計画については、実習担当教員を中心として、専門教育科目を担当する専任教員全員により行うこととする。(資料1 1)

実習期間中の巡回指導については、実習開始後、実習生全員に対する巡回指導を行うこととし、巡回指導の際には、実習先の実習指導者に対して、実習の実施における周知不足や不都合の有無、学生の実習態度、教育上の改善事項、日程や内容の確認、意見交換などを行うことにより、相互理解を深めることとする。(資料1 2)

8 実習施設における指導者の配置計画

実習先における実習指導者の配置については、実習先ごとの各グループに幼稚園教諭免許や保育士資格を有した実習指導者を配置することとしている。(資料13)

また、年度当初に、実習施設の実習指導者と実習担当教員による実習指導者連絡会を開催することとしており、実習指導者との連携体制の強化を図ることとしている。

なお、実習期間中における緊急時の連絡体制等については、「実習要領」に詳細に記載し、実習の事前教育において周知を図ることとしている。

9 成績評価体制及び単位認定方法

実習における成績評価については、予め定める実習評価基準に基づいて、実習担当教員が行うこととし、園・施設等における実習指導者の評価及び出欠等の状況、実習記録、実習レポート、自己評価表、面接などにより、実習目標の到達度合に照らしながら、総合的な判断の基に評価を行い、単位の認定を行うこととする。

⑦ 取得可能な資格

1 取得可能な資格

幼稚園教諭二種免許状

保育士資格

2 資格取得の条件

卒業要件単位に含まれる科目の履修により、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得することができる。

⑧ 入学者選抜の概要

1 基本方針

幼児教育学科における入学者選抜の基本方針は、入学志願者の短期大学教育を受けるにふさわしい能力や適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、学部の教育上の目的や養成する人材等に応じた入学者の受入方針を明確にするとともに、これに基づき、入学後の教育との関連を十分に踏まえたうえで、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努めることとする。

2 受入方針

幼児教育学科では、組織として研究対象とする中心的な学問分野を「教育学・保育学分野」として、「教育・保育に関する基礎的な知識及び技術と態度を体得させ、卒業直後から指導助

言のもとに主体的かつ創造的に教育・保育が実践できる能力を付与するとともに、教育・保育の進歩に即応しつつ、将来的に高度な知識や技術を有した職業人となる基礎を培う」ことを教育上の目的としている。

また、幼児教育学科では、教育上の目的を踏まえたうえで、「幅広い教養基盤に支えられた豊かな人間性を身に付け、教育・保育に必要な知識と技術を子ども・子育て支援の諸活動の場面に適用することができる行動力をもって、子ども・子育て支援の諸活動を主体的かつ合理的に行う能力と態度を身に付けて、地域社会の子ども・子育て支援に貢献できる人材」を育成するための教育課程の編成としている。

この幼児教育学科における教育上の目的や養成する人材と教育課程との関連性を踏まえて、入学者選抜の基本的な受入方針は、「幼児教育や保育に対する興味と関心及び学科教育に対する学習意欲を有しており、学科教育を受けるに相応しい基礎学力と適性能力を有している者」を受け入れることとする。

幼児教育学科の具体的な受入方針は、以下の通りとする。

- 1) 幼児教育や保育に対する強い興味や関心と学科教育に対する学習意欲を有している。
- 2) 高等学校で履修した主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。
- 3) 物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる。

なお、幼児教育学科の入学者の受入方針に対する入学者選抜における判定方法については、「幼児教育や保育に対する強い興味や関心と学科教育に対する学習意欲を有している」ことについては、書類審査、面接試験、小論文試験のいずれかにより判定する。

また、「高等学校で履修した主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している」ことについては、書類審査又は学力検査のいずれかにより判定することとし、「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」ことについては、書類審査、面接試験、小論文試験のいずれかにより判定する。

3 選抜方法

(1) 実施方法及び定員割合

入学者選抜の実施方法は、幼児教育学科における入学者選抜の受入方針を踏まえたうえで、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜により実施することとし、学校推薦型選抜では、指定校推薦入試及び公募制推薦入試により実施する。

一般選抜と総合型選抜及び学校推薦型選抜の募集定員については、一般選抜の募集定員10人、総合型選抜の募集定員15人、学校推薦型選抜の募集定員25人とする。

(2) 一般入試

一般入学試験では、国語と英語の筆記試験と面接試験を課すことにより、入学者の受入方針に基づき、専門分野への興味と関心や学習意欲及び適性能力を適切に判断する。

(3) 総合型選抜

総合型選抜は、詳細な書類審査と時間を掛けた丁寧な面接を組み合わせることにより、入学志願者の目的意識や学習意欲及び基礎学力や適性能力を総合的に判定することとしており、入学手続きを行った者に対しては、出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学習のための準備をあらかじめ用意することとしている。

(4) 指定校推薦入試及び公募制推薦入試

学校推薦型選抜における指定校推薦入試及び公募制推薦入試は、出身高等学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し、調査書を主な資料として判定することとし、学科における入学者の受入方針と入学志願者に求める受入方針に基づき、調査書による書面審査及び面接試験と小論文試験を課すことにより、入学志願者の目的意識や学習意欲及び基礎学力や適性能力を多面的かつ総合的に評価する。

4 選抜体制

入学者選抜の実施体制は、入学者選抜は、中立・公正に実施することを旨とし、入試問題の漏洩など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生じることのないように、学長を中心とする責任体制の明確化、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図るとともに、教員や職員等の関係者が一体となり、全学的な連携体制の確立に努めることとしている。

試験問題の作成においては、チェック体制を不断に点検するとともに、作題者以外の者を含めた重層な点検を行うことにより、ミスの防止と早期発見に努めることとし、合格者の決定業務においては、電算処理や解答のチェック体制を確立し、点検・確認するとともに、追加合格の決定業務についても、マニュアルを作成するなど、実施体制及び決定手続きを明確にすることとしている。

入学志願者の氏名や住所等、選抜を通じて取得した個人情報については、漏洩や選抜以外の目的の利用がないよう、その保護に十分留意しつつ、適切な取り扱いに努めるとともに、入学者選抜の実施に係るミスの防止に努めるため、入学者選抜業務のプロセス全体を把握したうえで、ミスを防止するためのガイドラインの作成により、業務全体のチェック体制を確立することとしている。

⑨ 教員組織の編成の考え方及び特色

1 教員組織の編成の考え方

幼児教育学科では、組織として研究対象とする中心的な学問分野を「教育学・保育学分野」として、教育課程の編成においては、幼児教育学科の教育上の目的や養成する人材を実現するために必要な授業科目を配置していることから、教員組織の編成では、「教育学・保育学分野」を専門とする専任教員を中心とした教員組織としているとともに、専門科目の科目数や単位数に応じて、教育学・保育学分野における教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する教授4人、准教授3人を配置する計画としている。

なお、専任教員の採用に当たっては、博士号等の学位の保有状況をはじめ、それぞれの専門分野における教育実績や研究業績、実務経験などと、職位及び担当予定の授業科目との適合性について、十分な検討のもとに配置している。

2 主要科目への教員配置

幼児教育学科における教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置については、「専門教育科目」に必修科目として配置している5科目については、全ての科目に専任の教授又は准教授を配置しており、「専門基幹科目」、「専門展開科目」、「専門関連科目」及び「専門実習科目」に選択科目として配置している科目についても、専任の教授又は准教授を配置しており、「専門教育科目」として配置している全54科目の53.7%にあたる29科目に専任の教授又は准教授を配置している。

なお、幼児教育学科では、「幅広い職業人養成」の機能を重点的に担うことから、理論と実践の融合に向けて、実習系の授業科目については、当該科目の特質を踏まえて、教育・保育に関する豊富な実務経験を有する教員を配置するとともに、短期大学教育としての一定の研究機能を果たすことから、博士号等の学位や十分な研究業績を有する教員を配置することとしている。

3 教員組織の年齢構成

幼児教育学科の教員組織の年齢構成については、50歳代4人、60歳代3人から構成することとしており、定年規定との関係については、本学では定年年齢を70歳と定めており、完成年度までに定年年齢に達する者の配置は行わないこととしている。(資料14)

4 教員組織編成の採用構想にかかる対応方針

幼児教育学科の専任教員の配置計画においては、完成年度をもって定年年齢に達する者1

人を配置していることから、その対応方針として、完成年度以降における新規教員の採用人事に関する計画を策定し、この採用計画に基づく計画的な採用を行うことにより、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めることとする。(資料15)

⑩ 研究の実施についての考え方、体制、取組

研究の実施については、大学における主体的かつ戦略的な学術研究推進への取組みが重要であると認識しているところであるが、現在、本学における研究の実施については、教員個人の研究課題や研究計画による判断に委ねており、大学として研究面をどう推進すべきかについては、具体的な方策を構築するに至っていないのが現状である。

今後は、地方都市における「幅広い職業人養成」の機能を重点的に担う短期大学として、学術研究推進にどのように取り組んでいくかについて明確化を図るとともに、その特徴を伸ばしていくための学術研究推進戦略の構築について検討することとし、同時に、教員が研究に専念できる研究支援体制をはじめとする環境整備についても検討を行うこととする。

⑪ 施設、設備等の整備計画 (資料16)

1 校地、運動場の整備計画

幼児教育学科を設置する長野女子短期大学のキャンパスは、長野県長野市三輪に位置し、校舎敷地面積4,974.51㎡を有しているほか、同一敷地内に併設する長野女子高等学校の運動場用地9,481.15㎡を共有することとし、運動用設備としては、グラウンド、テニスコートを備えているとともに、敷地内の空地を利用して、学生が休息するための十分な場所を確保することで、大学教育に相応しいキャンパス環境を整えている。

2 校舎等施設の整備計画

幼児教育学科を設置する長野女子短期大学のキャンパスは、現在食物栄養学科1学科(収容定員110名)のみを設置し、6棟の校舎等施設を有しその総面積は5,583.71㎡であり、短期大学教育に必要となる講義室・演習室・実験室など十分な部屋数を確保している。

幼児教育学科の設置に併せ教育課程、授業形態、学生人数等を踏まえた施設として教育環境を整備することとし、A棟を大規模改修し音楽室2室、ピアノ練習室1室、小児保健実習室1室、専任の教授4名、准教授3名に対して1室当たり約21㎡の教員研究室を9室を設けることとし、併せて既設校舎の教室・演習室・研究室等への空調設備を設置するほか、新たにエレベータを設置するなどバリアフリー化を図る計画としている。その結果、開設時には短大全体

で講義室 8 室、演習室 9 室、実験・実習室 5 室、情報処理室 2 室を整備する計画であり、そのほか非常勤講師室、図書館、学長室、会議室、事務室、保健室、学生ホール、学生食堂、体育館などを整備している。

設備の整備計画については、現在、既設の食物栄養学科で使用している教具・校具・備品 786 点を有効的に共用するとともに、幼児教育学科における教育課程、授業形態、学生人数等を踏まえた設備として、教具・校具・備品約 500 点を新たに整備することとしている。

3 図書等の資料及び図書館の整備計画

(1) 図書等の資料の整備計画

長野女子短期大学の図書館では、令和 4 年 3 月末現在、33,080 冊（うち外国書 1,701 冊）の図書を所蔵しており、学術雑誌 12 種（うち外国雑誌 1 誌）、視聴覚資料 352 点を有していることから、これらを有効的に共用することとしている。

また、幼児教育学科の設置に伴う図書等の資料の整備計画については、教育学・保育学分野に関する専門的な教育研究を行うために必要となる図書等の資料として、専門図書 300 冊、学術雑誌 10 種を新たに整備することとしている。

(2) 図書館の整備状況

長野女子短期大学の図書館は、既設の食物栄養学科の収容定員 110 人の約 54.5%にあたる 60 席の閲覧座席数を確保しているとともに、開架式書庫及び閉架式書庫、サービスカウンター、レファレンスカウンターなどを整備している。

図書館の機能としては、情報探索用パソコン 4 台、蔵書検索用パソコン 1 台、コピー機 1 台を設置しており、蔵書管理については、図書館システムより、インターネットからデータベース化された書誌情報の検索が可能である。情報探索用パソコンについては、学内 LAN を経由して、インターネット利用を可能としている。

また、日本図書館協会や私立大学図書館協会・長野県図書館協会への加盟をはじめ、国立情報学研究所の目録所在情報サービスに加盟するとともに、各種研修会等での情報交換や文献複写、相互貸借等のサービスにおいて、他大学図書館との連携を図っている。

⑫ 管理運営及び事務組織

1 教授会

教授会は、専任の教授、准教授で構成され、学長が掲げる事項として、①学生の入学、卒業及び課程の修了、②学位の授与、③教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの、について決定を行うに当たり意見を述べるもの

とするもののほか、学長及び学科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができることとしており、原則として、毎月1回定例で開催するほか、講師・助手を含めた拡大教授会を毎月1回開催し、情報の共有を図っている。

2 大学協議会

学長のもとに、大学全般の重要事項を審議するために大学協議会を設置することとし、審議事項は、①学則その他重要な規則の制定、改廃に関する事項、②大学の教育研究に関する事項、③大学の管理運営に関する事項、④学科その他の機関の連絡調整に関する事項、⑤その他重要事項とする。

構成員は、学長、副学長、学科長、事務局長及び幹部職員とし、学校法人役員については、必要に応じて出席を求めることとしており、年間2回程度開催することとする。

3 教授会以外の委員会

学長及び学科長がつかさどる教育研究に関する事項の検討や起案などのために、教務委員会、紀要・研究委員会、自己点検評価委員会、FD委員会等の各種委員会を設置しており、各委員会の構成員は、専任の教授、准教授、講師及び助教のほか事務職員により構成され、各委員会の規程に基づき定期的に開催している。

4 事務組織

事務業務の処理と遂行を行うための事務組織としては、事務局に総務部と教務部を置き、総務部では、組織全体に関する事務全般と会計を扱う総務課を置いており、教務部では、授業運営と学生支援に関する事務全般を扱う教務学生課と、進路指導やキャリア教育を扱う進路指導課、入学試験の企画や運営を行う入試企画課を置いており、教学組織との連携協力のもと、業務の専門性や効率性の向上に努めている。

また、学生の厚生補導にかかる業務については教務学生課が担当することとしており、厚生補導のための職員を配置し、学生の大学生活やその他生活全般にかかわる事柄に関して、組織的な相談・指導・助言あるいは援助などの学生サービス活動を行っており、特に、厚生補導業務においては、教員と事務職員が連携協力して業務に取り組むことの重要性の認識のもと、大学総体としての機能強化にむけた教職協働による取組みを推進している。

⑬ 自己点検・評価

1 実施方法

大学教育における教育の理念や目標に照らして、教育活動及び研究活動の状況を点検、評価することにより、現状を正確に把握、認識するとともに、その達成状況を評価し、評価結果に基づく改善の推進を図ることを目的として、自己点検・評価を実施する。

自己点検・評価の実施方法は、自己点検・評価を自らの教育研究活動の改善のサイクルの中に明確に位置付け、自己点検・評価を行う責任体制を明確にしたうえで、自己点検・評価項目ごとに、自己点検・評価委員会による自己点検・評価を行うこととする。

特に、教育活動と研究活動を中心として、大学の組織的な教育評価及び個々の教員の教育活動に対する評価の両面から実施するとともに、教育研究活動の水準向上の目標を定め、その達成状況を評価し、評価の結果を改革に結び付けるシステムとして実施する。

2 実施体制

自己点検・評価は、全教職員により全学的に取り組むことを基本とし、自己点検・評価委員会規程に基づく自己点検・評価委員会を設置することとし、学長の統括のもとに、組織的な自己点検・評価を実施する。

本学では、自主性と自律性のもとに、継続性と改革性、客観性の観点から、自己点検・評価を実施することができる評価体制の整備を目指すとともに、課題認識のもとに、中期的な目標設定と具体的な計画策定を行い、その達成状況の評価及び評価結果の活用が可能となるシステムの構築を目指すこととしている。

3 公表及び評価項目

自己点検・評価の結果については、積極的に社会に公表し、社会の評価を受けることを通して、教育内容や方法の継続的な見直しや改善を図ることにより、自らの教育研究水準の一層の向上に努めていくとともに、これらの効果を一層確かなものとするために、自己点検・評価の結果について外部検証を行うこととする。

なお、学科における自己点検・評価の項目については、自己点検・評価の基本方針をふまえたうえで、以下の視点を重視した設定としている。

- 1) 学科の目的・教育目標
- 2) 教育課程
- 3) 学科組織
- 4) 教育内容・方法
- 5) 教育研究活動
- 6) 学生支援

- 7) 学科運営
- 8) 地域・社会活動
- 9) 情報発信
- 10) 自己点検・評価

⑭ 情報の公表

1 実施方法

本学では、大学設置基準及び学校教育法の改正による「教育研究活動等に関する情報公表」の義務化を受けて、大学の運営や教育研究等の諸事業について、公的な教育機関としての社会的説明責任を果たすとともに、公正かつ透明性の高い運営を実現し、教育研究活動の質的向上を図ることを目的として情報公表に努めている。

幼児保育学科においても同様に、ステークホルダーが適切に必要な情報を得られるよう配慮し、学科等における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的について情報を公表していくこととする。

幼児保育学科の教育情報の公表は、インターネットを利用し広く周知を図ることとしており、ホームページのアドレスは、「<https://www.naganojc.ac.jp>」、検索方法は、「トップ>>大学案内>>情報公表」により閲覧することができるよう準備する。

2 実施項目

本学では、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表している。

- 1) 大学の教育研究上の目的に関する事
- 2) 教育研究上の基本組織に関する事
- 3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事
- 4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事
- 5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事
- 6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事
- 7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
- 8) 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関する事
- 9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事
- 10) その他の関連する情報

- ・教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
- ・学則等各種規程
- ・設置認可申請書
- ・設置届出書
- ・設置計画履行状況等報告書
- ・自己点検・評価報告書
- ・認証評価の結果

3 公表内容

教育研究活動等の状況についての情報を公表するに際しては、以下の点に留意したうえで
行っている。

- 1) 大学の教育研究上の目的に関する情報については、学科ごとに、それぞれ定められた目的を公表する。
- 2) 教育研究上の基本組織に関する情報については、学科の名称を明らかにする。
- 3) 教員組織に関する情報については、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを明らかにする。
- 4) 教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することとし、法令上必要な専任教員数を確保していることや男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにする。
- 5) 各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意したうえで公表する。
- 6) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する情報については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表する。
- 7) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する情報については、教育課程の体系性を明らかにする観点に留意するとともに、年間の授業計画については、シラバスや年間授業計画の概要を活用する。
- 8) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する情報については、必修科目、選択科目の別の必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する

情報を明らかにする。

- 9) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する情報については、学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにする。
- 10) 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関する情報については、教材購入費、施設利用料等の費用に関することをできるだけ明らかにする。
- 11) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する情報については、留学生支援や障がい学生支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにする。

⑮ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

1 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修

(1) 実施体制

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な取り組みについては、「FD委員会規程」を制定するとともに、当該委員会規程に基づき、専任教員で構成される「FD委員会」を設置し、授業方法の開発と改善を図るための計画の立案と実施の推進を図ることとする。(資料17)

(2) 実施内容

授業の内容及び方法の改善を図るための実施内容については、以下に掲げる項目による取り組みを行う。

- 1) シラバスの記載項目や記載内容、記載方法などに関する規則を整備するとともに、個別教員に対する記載指導を実施する。
- 2) 学生の基礎知識及び社会常識に関する基礎学力を測るための学力調査及び教員と学生による授業アンケート調査を実施する。
- 3) 授業科目の位置付けや到達目標、他の授業科目の内容や範囲などの接続関係について相互理解を図るための研修会を実施する。
- 4) 授業科目の教育目標を効果的に達成するためのオリジナルの教科書や教材を開発するための研修会を実施する。
- 5) 他の教員の授業を参観して、自らの授業の内容及び方法の改善に役立てるための教員相

互の授業参観を実施する。

- 6) 授業技術や教材開発に関する定期的な研究成果の発表会を開催するとともに、授業公開の一環として報告書を作成する。

2 大学職員に必要な知識・技能の習得させるための研修等

(1) 実施体制

本学における管理運営に必要な教職員への研修等の取組みについては、「SD規程」を制定し、事務職員のみならず、教員及び技術職員を含めて、大学等の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図ることを目的とした、知識・技能の習得及び能力・資質の向上のための活動を推進することとしている。

事務職員に対する研修等の検討及び実施についてはSD委員会が、教員に対する研修等はFD委員会が中心となっていくこととしており、FD委員会が主催する研修等については事務職員も積極的に参加することとしている。(資料18)

(2) 実施内容

具体的な研修等の活動については、以下に掲げる項目により行う。

- 1) 大学等の管理運営及び教育研究支援に必要な知識及び技能を身に付け、能力及び資質の向上を図るための研修に関すること
- 2) 建学の精神に照らした大学等の取組の自己点検・評価と内部質保証及び大学等の改革に資する研修に関すること
- 3) 職員として求められているリーダーシップ能力、マネジメント能力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力、危機管理能力、政策提案・実現能力、問題解決能力及び事務処理能力等の向上を図るための研修に関すること
- 4) 学生の人間形成を図るために行われる正課外の諸活動における様々な指導、援助等の研修に関すること
- 5) 職員のスキルアップに役立つ資格取得に関すること
- 6) 大学組織における業務の見直しや事務処理の改善等に関すること
- 7) その他SD活動として必要と認める事項

なお、研修会等については、外部団体が主催して行う「学外研修会等」と大学等が独自に企画して開催する「学内研修会等」に大別し、さらに、これら学内外の研修会等を次のとおり区分して実施することとしている。

- ・階層別：新任職員、中堅職員、指導的職員など、経験や役職（職階）に応じて必要な

知識を得るための研修会等

- ・ 目的別：特定の知識・技能を修得するための研修会等
- ・ 業務別：業務ごとの質的向上や改善等に役立つための研修会等
- ・ 個別：職員個々が自主的に自己啓発、スキルアップ等を図るための研修会等

⑩ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

1 教育課程内における取組み

教育課程の「基本教育科目」においては、「豊かな教養と情報リテラシーや外国語の運用能力及び自らを育て自立を図るために必要な能力を修得している」という学位授与の方針を達成するために、「情報活用力の養成」、「言語表現力の養成」、「自己実現力の養成」、「社会理解力の養成」の科目群から構成しており、「基本教育科目」全体を通して、社会的・職業的自立を図るために必要な基礎的な知識や技能と態度を習得することとしている。

特に、「基本教育科目」の「自己実現力の養成」に配置している「キャリアデザインⅠ」と「キャリアデザインⅡ」及び「専門教育科目」の「専門実習科目」に配置している「教育実習」と「保育実習Ⅰ」、「保育実習Ⅱ」、「保育実習Ⅲ」を教育課程内における社会的・職業的自立に関する科目群として位置付け、職業人が果たす役割と責任や自覚と態度を身に付けるとともに、職業現場への興味や関心と自らの職業選択に対する意識の涵養を図ることとしている。

この教育課程内の取組みにおける組織体制としては、教務委員会と教務部進路指導課による社会的・職業的自立に関する指導等に関する連絡協議会を設けることとしている。

2 教育課程外における取組み

社会的・職業的自立を図るための教育課程外における取組みとしては、キャリア支援計画に基づき、職業興味検査、資格と仕事に関するセミナーの実施により職業観の涵養を図るとともに、各種資格取得講座、公務員試験対策講座、教員採用試験対策講座、キャリア支援講座、就職試験対策講座など、職業及び就職に関する知識や技能の習得を図ることとしている。

また、個別カウンセリングや各種仕事に関するガイダンスなどによる就職相談や進路指導に加えて、教育関連機関や福祉関連施設をはじめとする採用説明会の開催など、就職志望者に対する取組みを行うこととしており、教育課程外における取組みにおける組織体制については、教務部進路指導課が担当することとしている。